

私有林における入会放牧の研究*

—— 島根県仁多郡斐上町鳥上地区の場合 ——

斎藤政夫・奥井 智（農政学研究室）

Masao SAITO and Satoshi OKUI

A Study of Common Pasturing in Private Forest.

I 序 言

前の報告で詳述したように、中国地方は、全国のうちでも顕著な和牛生産地帯である。その中国山脈筋一帯や若干の離島では、特に和牛生産地集落率の高いことも指摘した。これらの和牛生産地域では、旧慣による和牛の入会放牧生産が多数みられ、そこでは、多くの場合、名義上はともかく、実質的には部落有牧野のことが多い。

しかし、この報告では、私有林野における共同入会放牧の一例を、島根県仁多郡斐上町鳥上地区の、特に山郡部落について、その実態を究明し、同時にその問題点を指摘しようとするものである。

それは、この辺一帯が、良質多産な島根和牛の、（特に、その中でも「仁多牛」として有名な）生産地であり、私有林入会放牧の典型的なケースとして、十分、研究調査に値するものと思われたからである。

この調査報告にあたっては、東京大学社会科学研究所助教授 渡辺洋三氏らの牧野研究会（法社会班）による共同調査⁽¹⁾にも参加して、特に同氏の指導と貴重な数々の御教示とを得て完遂されたものである。

また、この牧野研究会の法社会班（代表者、東京大学法学部教授 川島武宣氏）の御教示によるところもすこぶる多いのである。ここに、これら御指導をいただいたかたがたに深謝の意を表する次第である。

また、途中に掲載する写真や若干の数表は、昭和29年の最初に共同調査をした元島根農科大学助手 松本久志、それから、現在、出雲農林高校教諭 松尾幸雄、横田高校教諭 波多野和夫の3氏の協力によるのである。

さらに、この調査には、鳥上地区の前村長 児玉儀一郎氏、故荒川善一郎氏、その他役場の各位、特に永井亀一氏、山郡部落の高橋嘉吉氏、広原忠造氏には別して御世話になった。

この報告は、これら多くの人々の誠意あふれる御協力の結果である。ここに、あわせて感謝の意をささげたい。

II 調査地区の概況

(1) 自然的条件

調査地点である島根県仁多郡斐上町鳥上地区は、この県の東南端に位置し、斐伊川を上りつめた船通山下に位置している。

第1図に示すように、東は中国山脈の支脈陵線によって鳥取県と境界をなしている。そして、その東南境界線上に存在する船通山（1,142m）を最高に、漸次西方に低く小平野を展開し、役場（支所）のある山郡部落の地点で標高約 400m である。したがって、放牧地となっている山林は、大約 500—800m の間が大部分を占めている。

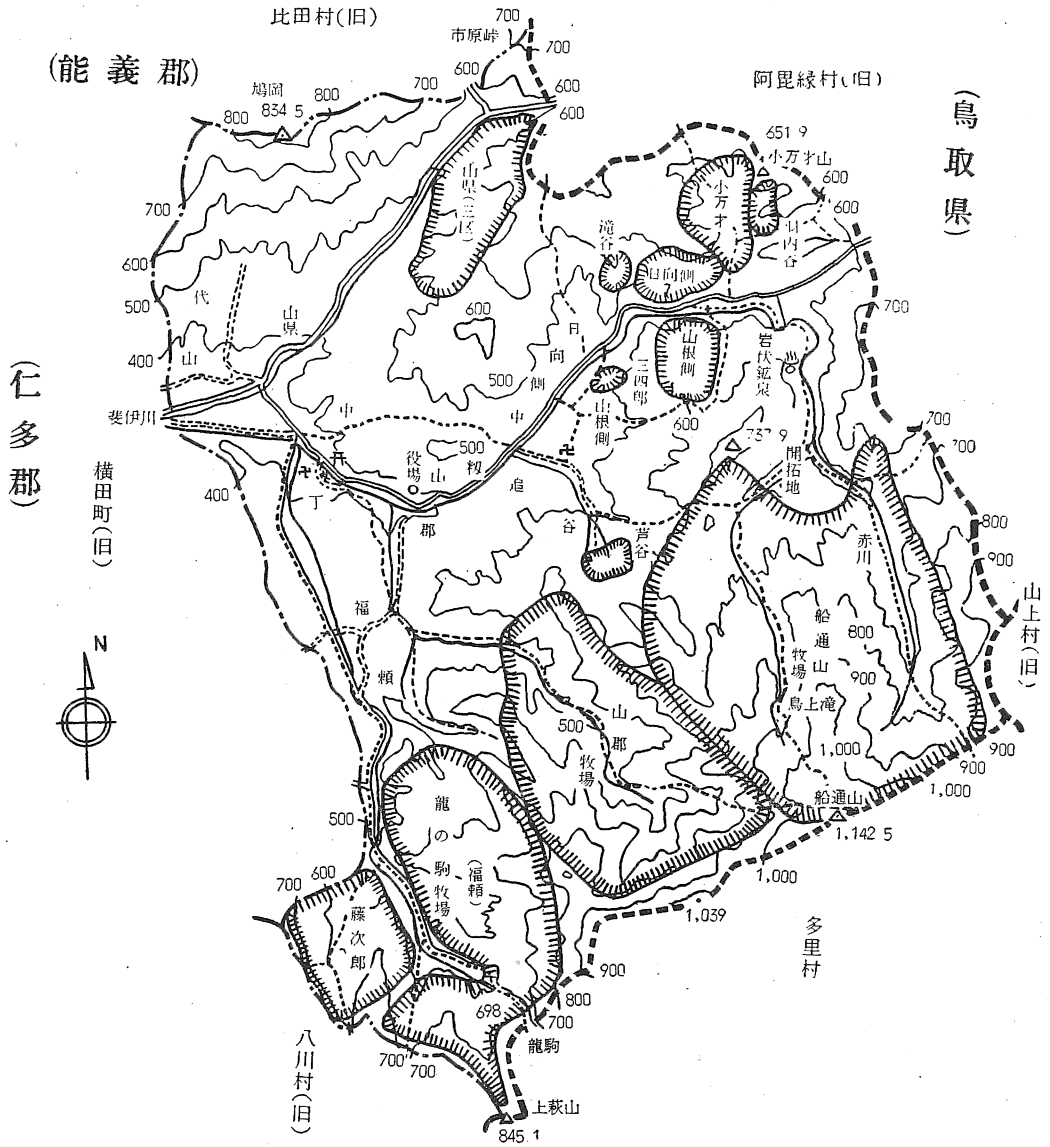
これらの山は、マツ、スギ等の若干の造林地を除いて、大部分が広葉薪炭林を形成し、その間に草地が点在しているのである。放牧場は、これらを包含した地形のもとに設けられている。だから、放牧地の景観は、途中に掲載する写真で見ると、平原草地（牧野・草原）という概念ではなく、全くの山林の状況を呈している。

気温は、島根県下では一般に冷涼なほうで、冬季の積雪・根雪が多く、残雪のために交通や裏作が阻害され制約をうけている。

地質は、一般に花崗岩風化土壌地帯であり、その地中に埋蔵されている砂鉄を採取し、それを精錬し製鉄すること（タタラ）が古くから行われていた地帯である。

草生状態の詳細は、農林省中国農業試験場畜産部の調査報告（中国地方牧野実態調査報告、第1報、昭和27年）がある。それによると、船通山ろく部から中腹にかけて、雑かんぼくが密生し、草生状態は不良で半湿地性の草本が多く、特別の優占草は認められないということになっている。そして、途中、数多くの雑草がみられ、

* この研究は、昭和30年度文部省科学試験研究費補助金（課題番号40115）によりその一部を、大部分は昭和32年度文部省科学試験研究費補助金（課題番号40074）により実施したものである。



第1図 鳥上地区の牧場略図

山頂に近づくにつれてクマザサが多くなり、頂上部では所によりシバの優占地があるということになっている。

(2) 農林業構造

第1表で昭和29年における鳥上地区の産業別戸数と人口とをみると、農家率は約80%で第1位、その次は「その他のもの」すなわち公務・サービス業・日雇などが12%もあることになっている。その次が林業者、最後に商工業者という順になっている。

商工業者の内訳は、雑貨商・製傘・ソギ造り・ソロバン製造業者・製材・鍛冶屋などが含まれている。

農家人口比率も大約80%であって、これは鳥根県の約

第1表 鳥上地区の産業別戸数・人口

	総数	農業	商工業	林業	その他
戸数	383	307	9	21	46
人口	2,272	1,839	52	102	279
戸数%	100	80.2	2.3	5.5	12.0
人口% 一人当り	100	80.9	2.3	4.5	12.3
	5.9	6.0	5.8	4.9	6.1

備考 1. 資料は昭和29年6月、役場調。
2. その他は公務・サービス業・日雇など。

66%, 全国の約46%に比較して非常に高いウェイトを示している。したがって、純農村の社会構成を示している。

第2表は、昭和28年の鳥上地区における産業別粗収益であるが、この役場調概数では、農業の粗収入が40%近くを占め、その大部分は米販収入である。畜産の粗収益はほとんど子牛生産の販売収入であるが、全産業中に占めるウェイトが割合低く7.3%となっている。しかしこれは、畜産のもつ農業との相互補完作用、それから他に雇用の途がない奥地山間における零細な労働力の消化作用、子牛販売による臨時的一括現金化作用など、多くの農家経済上の有利性が評価されていないのである。これらの各種有利性を考慮に入れると、農業経営全収益の増大に対する畜産の役割が非常に大きいのである。*

第2表 産業別粗収益(鳥上地区)

産 業	粗 收 益	比 率
農 業	32,573	38.4
畜 産	6,105	7.3
林 業	18,750	22.1
商 業	23,765	28.0
工 業	2,063	2.4
そ の 他	1,500	1.8
計	84,756	100.0

備考 1. 昭和28年度、役場調、単位千円。
2. 昭和28年は牛価が高い年で鳥根県平均値 31,412円であった。

*第3表は、鳥上地区の農用地について、1950年センサ

第3表 鳥上地区の農家の経営土地面積 (単位反)

	全 面 積	経営土地 総 面 積	山 林 (放牧しな い)	農 用 地					
				農 用 地 総 面 積	その他の 土 地 総 面 積	耕 地			
						総 面 積	田	樹園地	畑
実数	39,848.000	28,065.810	17,834.517	10,231.223	7,542.910	2,688.313	2,393.216	9.512	285.515
%	100	70.4	44.8	25.7	18.9	6.7			
		100	63.6	36.4	26.9	9.6			
				100	73.7	26.3			
						100	89.0	0.4	10.6

備考 1. 資料は1950年世界農業センサス結果資料より引用作成。
2. 「その他の土地」については、その内容が、宅地、採草地、放牧地、放牧する山林、水路、農道、池等であり、鳥上では、このうち、放牧地はなく、放牧する山林が「その他の土地」面積計のうち54.6%の412町歩を占め、次が採草地で43.4%の327町歩を占めている。残りが若干の宅地と荒地、水路、池、永久農道地などの面積となっている。放牧山林と採草地 計739町、これに放牧しない山林を加えると約2,525町歩となり、全面積の3,985町歩に対して63.3%に当る。
3. 鳥上の全面積を約4,000町歩とし、そのうち約300町の農地・その他の土地を除くと、残りの約3,700町歩の半分1,800町歩くらいは、確かに山林を利用して放牧が可能である。

第4表 農 業 概 況 指 標

	土 地 利 用 (%)			農 家 1 戸 当 面 積 (反)				米 生 産 (石)	
	耕 地 率	水 田 率	作 付 率	耕 地	水 田	畑 樹 園	山 林	1 戸 当	反 当
鳥 根 県	9	75	119	6.2	4.7	1.5	19.1	9.6	2.05
出雲山間水田	9	85	110	8.8	7.3	1.2	54.5	12.6	1.90
鳥 上	7	89	106	8.8	7.8	1.0	58.1	13.4	1.85

	農 家 1 戸 当 生 産 量			1 戸 当 和牛飼養 頭 数	1 戸 当山林生産		農 家 比 率 (%)		
	マ	ユ	ギ		木	炭	商品生産	稲作収入	第2種業
鳥 根 県	2.8	2.0	128	0.7	14.0	885	36	29	24
出雲山間水田	0.8	0.9	52	1.1	30.0	2,817	49	43	15
鳥 上	—	0.7	26	1.1	14.0	2,600 (約173俵)	66	62	13

備考 資料は坂本四郎、鳥根県農業地域区分案の基礎資料より引用 (主として昭和25年項の数字である)

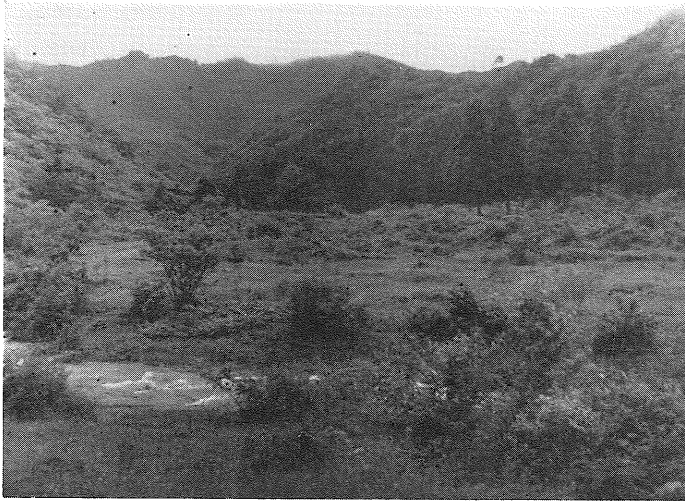


写真1. 山郡牧場の一景

右側はスギの造林地（この中も牛は歩行する）

（この地区の放牧林地は、元来、村落共同体の採取経済的基盤にたった入会放牧採草地であり、同時に薪炭林地でもあった。山の利用は砂鉄採取から始まり、交通の不便と相まって、天然自然林が、製鉄用製炭・放牧・採草・採薪に使用されたのである。それが、近時、用材林地に替わりつつある。）

写真2. 山郡牧場二景

（広葉薪炭林とスギ用材林と牛の混牧）

（鳥上では、明治40年にスギ苗1万4千本（1本2厘）、ヒノキ苗2千本（1本4厘）を購入して、植林をしたのが植林の始めであり、同41年からはスギ苗を自作している。また同年、コンパス測量により山林測量、材積および生長量の調査をした。このころ、林業経営の一步前進がみられる。）



写真3. 山郡牧場三景

×印は野ダタラ（原始的野外鉄精錬所）の跡

（封建時代、地元農民の経済にとって、鉄山業は、就業の機会を与え、また製鉄、製炭による奥地山林の利用価値を高め、種々、利するところが大きであった。反面、鉄山師が広大な山林原野を独占する結果、時に、地元農民の入会利用が禁止され、ために、農民と鉄師との間に紛争が起ったりした。）



写真4. 山郡牧場四景

このような傾斜面も牛は歩行する
(広葉薪炭林・スギ用材林と和牛の混牧林)

(放牧林地において、広葉樹を伐採した跡地は放置されていたが、現在は、特に中小地主の植林熱が高まり、次々と植林計画が実行にうつされている。放牧地内の植林は、放牧による被害が約1割程度あるが、それよりも、早寒害のほうが大きいといわれている。)

写真5. 山郡牧場五景

牧場の入口

(放牧にあっては、「柵」の維持修理が大きい負担である。部落の放牧共同体メンバーが、各自の労資を共同に出し合っ^{かべつく}て「壁作り」をする。この出役が、放牧共同体員の最大の義務となっている。)

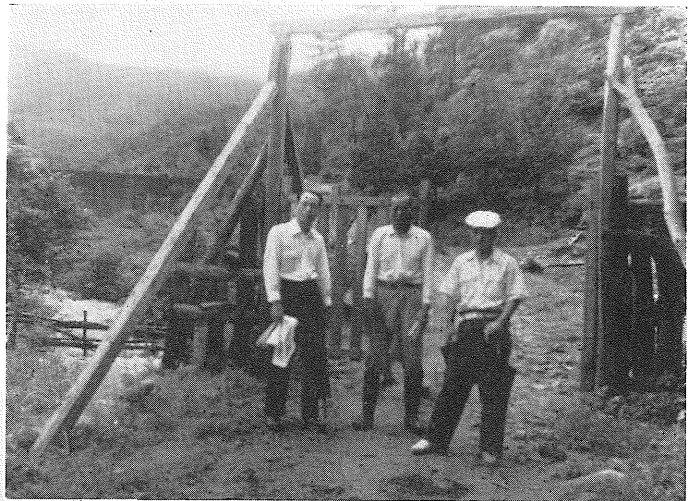


写真6. 山郡牧場六景

部落側より牧場遠望

(混牧林経営の技術的可能性ないし発展方策は、次のような項目が考えられている。

- ① 疎林草地と植林地との土地利用区分を、地形・地質によって細かく行なう。
- ② 植林樹種の選定(マツ・スギ等)と、下植地被植物の優良種(アカシヤ・ナラ・カヤ・ヨモギ・クローパー等)の育成をはかる。
- ③ 計画的造林・伐採と輪換放牧とを組み合わせる。
- ④ 草地の草生改良(優良草の導入、耕起、施肥)。
- ⑤ 草地と林地の立地配置(運動場を近くに設ける)。

以上のようにして、密林地・疎林地・かんぼく地・草地に細分し、放牧によって土地利用を集約化する。)

ス結果資料で、土地の利用区分をみたのである。備考の
るにも記したように、この地区全体では、約1,800町歩
の山野利用による和牛の放牧生産が可能であると考えら
れる。

さて、鳥上地区の農業概況を、第4表によって、その
特徴を示すと次のようになる。

すなわち土地利用については、耕地率は7%で低い
が、水田率は90%近くもあり非常に高い比率である。し
かし作付率（土地利用率）は、自然的条件の劣悪のため
比較的到低い。農家1戸当り耕地は9反歩くらいで、県
の6.2反に比較して非常に広い。それは、畑よりも水田
によるものである。また山林面積も多いのである。

1戸当りの水田面積が多いことから、1戸当りの米の
生産量が大き、反収の低い自然的立地条件の劣悪さを面
積でカバーしているのである。すなわち、平坦地の集約
経営に対して、奥山間の粗放経営で対抗しているものと
思われる。

畑地の比重が低いので、マユ、ムギ、カンショ等の畑
作は非常に少なく、代わりに和牛と林産の比重が高いの
である。

商品生産農家率（年間3万円以上の農畜産物を販売し
た農家数の全農家に対する割合）は相対に高く、この内
容は、稲作部門の米収入と和牛部門の子牛販売収入とが*

*主なものである。

特に稲作収入農家の多いことが特徴で、出雲山間水田
作地帯として代表的な指標を示している。

また、第2種兼業が少なく、農林業内部への労働消化
以外に、自家労働を他に販売する機会に乏しい最も農民
的な性格の強い農業地帯であることがわかる。

家畜としては、乳牛は現在のところ1頭もおらず、役
肉用牛としての和牛が絶対的に優位を占めている。（牛
は、明治8年139頭、現在300頭以上となっている。）馬
は昔は砂鉄運搬用に非常に多く使用されたが（たとえば
明治8年、馬207頭）、現在（昭和29年）は88頭で激減
してきている。^(注)

農耕用としては、馬のほかには牡牛が最近まで多く使用
されたが、現在では自動耕耘機の導入が著しく、牡は激
減し、この地区では、和牛が成牝牛による子牛生産用と
して、用畜化してきているものである。現在（昭和31
年）約300戸の総農家のうち、215戸が300頭の和牛を飼
養しているのである。1950年センサス結果では、第5表
に示すように、307戸の総農家のうち222戸が329頭の和
牛を飼養している。（その和牛飼養農家率は72.3%であ
る。島根県や中国地方のそれは約55%、全国平均では約
36%の和牛飼養農家率である。）

そこで、昭和25年では、和牛飼養総頭数が約330頭で、

第5表 鳥上地区の和牛飼養農家数と飼養頭数

総農家数	牛を飼 養して いない 農家数	飼 養 農家数	1 頭 飼 養 農家数	2~5 頭飼養 農家数	飼 養 頭 数						子を孕んでいる牛	
					総 数	め す			お す		飼 養 農家数	飼 養 頭 数
						~1才	1~2才	2才~	1~2才	2才~		
307戸	85戸	222戸	137戸	85戸	329頭	36頭	35頭	184頭	11頭	63頭	96戸	103頭

備考 資料は1950年世界農業センサス結果、島根県統計課基礎資料より引用作成。

飼養農家1戸当り 1.5頭となる。これは、島根県全体の
1.3頭よりも多い和牛飼養頭数となるのである。それは
2頭以上飼養農家が多いからである。また、成牝牛約200
頭に対して、年間生産子牛頭数は80-100頭であるから、
その生産率（産犢率）は40-50%ということになる。こ
れは全国の約25%、中国地方の約40%に比較して高い和
牛生産率（産犢率）を示すものである。

林野の利用状況別面積では、自然的条件のところでも
ふれたように、広葉樹薪炭林が圧倒的に多く、昭和31年
の県統計では、全林野面積の約73%（約1,820町歩）が
広葉樹薪炭林であり、針葉樹用材林は約15%（約380町

歩）にすぎないのである。残りの約12%（約300町歩）
が採草地や竹林となっている。

だから第2表でもみたように、地区全体の林業粗収益
率は約22%であるけれども、その大部分は、製薪炭収入
であって、特に製炭収入の大きいことは、第4表の1戸
当り山林生産における木炭生産量（約173俵）の大きい
ことでもわかるのである。昭和27年から29年の3ヶ年平
均における鳥上の木炭年生産量は634,780kg（約36,836
俵）である。このように、木炭生産の広葉樹薪炭林経営
と並行して、和牛の放牧生産がなされてきているのであ
る。山は、木炭生産と和牛生産の両面に利用されている
のである。

(3) 部落構成および放牧共同体

鳥上地区は、明治22年4月1日に町村制の施行によっ

(注) 明治8年の牛馬頭数は、島根県庁資料、仁多郡誌による。
なお、丹羽邦男：明治前期島根県（出雲）における牛馬生産と牧
野利用、古島敏雄・丹羽邦男・笠井恭悦：牧野利用の歴史的展
開、牧野歴史 No.2, p.28, 附表2を参照。

て、旧大呂村と旧竹崎村とが合併して鳥上村をつくり、さらに昭和32年9月20日に横田町、八川村、馬木村と4町村の合併により斐上町ができ、その1地区となったのである。その中の部落構成をみると第6表のようである。

第6表 鳥上地区の部落構成(昭和32年3月)

大字	字名 (部落名)	部落内班	世帯数	小字名
大呂	代山	9ケ班	44	木下, 代山.
	山県	7ケ班	44	山の奥(山県).
	中丁	6ケ班	55	小国, 堀内, 多久野, 西谷.
	福頼	6ケ班	52	龍の駒, 福頼.
	4字計	28ケ班	195	
竹崎	山郡	3ケ班	44	山郡(中組, 上組), 田反部.
	中糶	4ケ班	28	中組, 糶木.
	追谷	6ケ班	62	卜蔵組, 上村, 水木.
	日向側	3ケ班	39	万才, 滝谷, 井西, 下.
	山根側	5ケ班	23	山根側.
	5字計	21ケ班	196	
2大字計	9字合計	49ケ班	391	

備考 資料は鳥上地区役場調による。

次に、部落毎の農業概況をみると、山郡部落は他部落に比較して、和牛飼養農家率の高いこと、1戸当り和牛飼養頭数の多いこと、放牧山林の多いこと等がやや特徴的で、ほかにはあまり大差がない。

第7表によって鳥上地区の放牧場を一覧すると、山郡部落や福頼部落のもっているような入会形態の典型的な古典的利用形態のものから、漸次、日向側部落や山根側部落のような入会形態のくずれたもの、さらに、船通山牧場から、漸次、藤次郎牧場、羽内谷牧場、小万才牧場のように、数名の共同経営のもの、ついには、全くの個人牧場というように、近代的な個人主義的利用形態のものまで、各種の利用形態上の類型化がみられるのである。(この詳細は、われわれの共同調査になる別の報告「私有牧野における共同放牧」を参照されたい。)

しかし、この類型化は、放牧共同体のメンバーである〔多数の個⁽⁴⁾ Vielheit と共同体それ自身である〔一個の全⁽⁵⁾ Einheit との分化の程度によるもので、これらの諸類型の差異は、理念的にいて、結局、その分化の程度の量的差異によるものである。したがって、現実の放牧類型は、全くの古典的入会放牧のものから、漸次、個人主義的個別放牧のものまで、全と個の分化の程度、無数の量的差異による偏差をもって、一つの連続線上のどこかに位置しているものである。〕

入会放牧の典型的な古典的利用形態においては、部落

共同体の部落構成員各人、すなわち Vielheit (member) と、部落共同体すなわち Einheit (group) との完全な一致がみられ、そこには、放牧について、個人の排他的私的支配が全く欠如しているものである。ここでは、団体 group と構成員 member とは完全に未分離の状態である。ここに、放牧共同体の形成がみられるのである。

それが漸次、近代的利用形態に移行するにしたがって、個人主義的要素が加味され、Vielheit と Einheit との分離が始まり、完全な排他的個人支配の領域にまで、すなわち、Vielheit と Einheit との完全な分化にまで、各種の段階が、放牧利用形態を類型化するののである。また、古典的入会形態においても、理論的にいて、group as such の利用形態のもの、すなわち牧場利用団体(たとえば部落)が、構成員(部落員)に対して個人的・私的な放牧利用を許さず、団体(部落)として牧場を経営するような場合、さらに牧野共同体(たとえば部落)が、その特定の構成員(部落員)に契約(member + contract)で放牧利用させる場合と、特定の非構成員に契約(non-member + contract)で放牧利用させる場合と種々な利用形態があり得るわけである。

しかし、以下において述べる鳥上地区の、山郡部落における入会放牧の利用形態は、部落構成員と放牧共同体(部落)の一致する古典的入会利用形態の類型の、しかも構成員各自が構成員としての資格にもとづいて個人的に利用する場合、すなわち member as such として共同放牧する形態のものである。そこでは、member と group の一体化がみられ、しかも、各メンバーは、共同して放牧利用をしているのである。

そこで、山郡部落は、放牧共同体として山郡牧場を支配しているが、現在、その放牧地はすべて個人所有山林である。

部落構成は先きの第6表でみたように、3ケ班44世帯となっている。しかし、戸数は農家32戸、非農家6戸であり(部落聞取調査)、非農家は商店、カシ屋、日雇、出かせぎ、などとなっている。

山郡部落は、元来、もとの山郡部落と、役場のある田反部部落とを統合して呼んでいる部落名である。そして非農家は田反部のほうに多く、もとの山郡部落は純粋に近い農村部落である。もとの山郡部落は、さらに上組と中組の二つの集団に分かれている。行政上の単位としての3ケ班は、中組が第1班、上組が第2班、田反部が第3班ということになっている。そして、各班とも10-15戸程度となっている。

放牧共同体としては、3ケ班全部を含む山郡部落全体で構成され、そのまま放牧(利用)権利者集団を構成しているのである。したがって、後にも述べる放牧管理や

第7表 鳥上地区の放牧場(昭和30年8月現在)

牧場名		藤次郎	福頼(龍の駒)	山郡	船通山	芦谷	三四郎	山根側	日向側	羽内谷	小万才	滝谷	山(三山区)	計
区分	総数	8人	45人	34人	9人	2人	1人	30人	25人	7人	2人	1人	22人	186人
	内訳	福頼部落 7人 村外1人	福頼 45人	山郡 32人 村外2人	村内7人 村外2人	追谷 2人	山根側 1人	山根側17人 中糶9人 追谷4人	日向側 22人 中糶3人	日向側 1人 日向側5人 山県1人	日向側 2人	日向側 1人	中丁10人 代山4人 山県6人 対外2人	
管理者(経営者)	福頼部落 地主7人 (地主共同)	福頼部落 (入会)	山郡部落 (入会)	地主9人 (駄番は追谷の2人) 地主共同経営	地主2人 (地主共同)	地主1人 (個人牧場)	山根側部落 (入会的) 中糶含む 追谷	日向側 22人 中糶3人 (入会的)	日向側郡部の牛に熱心な人2人 (借地経営)	地主2人 (地主共同経営)	地主1人 (地主個人経営)	大6~7年より昭2年確立、中丁・代山・山県三部落 (入会的)		
放牧利用者	総数	7人	35人	38人	80人	3人	1人	29人	25人	20人	20人	5人	45人	308人
	内訳	福頼部落の7人のみ (限定)	福頼部落35人 (入会利用限定)	山郡37人 村外1人 (入会利用限定)	村内50人 村外30人 (契約開放)	追谷3人 (縁故)	山根側地主1人 (個人牧場)	山根側17人 中糶9人 追谷3人 (限定)	日向側 22人 中糶3人 (限定)	村内20人 (契約開放)	村内20人 (契約開放)	日向側5人 (契約開放)	中丁5人 代山18人 山県22人 (三区の者み)	
面積	総数	115町	460町	420町	489町	40町	3.6町	60町	70町	40町	80町	20町	130町	町 1,927.6
	立木地 草地	35町 80町	276町 184町	251町 169町	326町 163町	28町 12町	0.8町 2.8町	24町 36町 (山畑約10町を含む)	14町 56町 (山畑約10町を含む)	16町 24町	40町 40町	12町 8町	78町 52町	
春秋放牧頭数	10頭	45頭	76頭	80頭	3頭	3頭	30頭	30頭	20頭	20頭	7頭	50頭	374頭	

備考 1. 資料は、後場調および部落聞取による。

2. 日向側、山根側の牧場山畑は、大豆1作のみ(7月上旬播種, 10月下旬収穫), 作付前の春山と収穫後の約20日間秋山に放牧。

3. 利用者数は、利用(放牧)権はあっても、昭和30年に放牧しなかった者は除かれた。

牧場管理のための賦役や現物出資などは、すべて山郡部落全体が一緒になって行く慣習となっている。

上組、中組、田反部の3組は、昔は、田植を「ユイ」慣行による手間がえでおこない、そのほか屋根のふきがあえ、新築手伝、その他日常生活事まで、組単位で共同でなされてきたのである。

32戸の農家のうち、牛を飼養していない農家は1戸あり、あとはみな牛を飼養している。多い農家は小作牛（貸付牛あるいは借受牛）も合わせて6—7頭も持っており、3頭以上の農家が6—7戸ある。しかし、半数以上の農家は1頭しか持っていない。馬は非常に少く、半数以下の農家が、しかも1戸1頭しか持っていない状態である。

農地改革で、現在は全部自作化したがる、改革前でも、純小作は6戸しかなく、耕地では階層分化があまりなかったようである。

しかし、林野面積には大きい所有集中があり、反対に零細所有があつて、階層分化が顕著であつた。現在では「田付山」も解放され、営農林としての牧野や、薪炭林を全農家が持っているのである。それでも、山林の所有には、大きい階層分化が残存しているのである。

Ⅲ 入会放牧山林の所有形態

(1) 山郡牧場の所有権と放牧権

山郡牧場は、山郡部落だけの単独入会放牧地であつて、山林の和牛放牧である。その土地所有の形態は、すべて私有地であつて、部落有、町村有などの公有地や、また国有地は一つもないことになっている。（しかし、鳥上地区全体では、最近まで、全林野面積の97%が私有林で、国有林はなかったのであるが、現在は、国有林野が実測 379町歩（台帳面は 571町歩、昭和31年買上げ）と、開拓用地の実測238町歩（台帳面247町歩、昭和24年買収）があることになっている。）

第8表 山郡牧場の山林所有規模の状況（昭和30年）

所有規模	所有口数	内 訳
	% 實数(戸また口数)	
5反未満	(12.5) 4	〔他村1, 宮田(横田), 畦原典〕(21人共有, 東山中カ)〔須川(山郡), 西山, 東山中カ)〕
5反~1町	(12.5) 4	
1町~5町	(59.4) 19	
5町~10町	(3.1) 1	
10町~100町	(—) —	
100町以上	(9.4) 3	〔坂口(米子), 東山上ミ〕
200町以上	(3.1) 1	
計	(100) 32	

備考。資料は高橋氏のものより引用作成。

第8表で山郡牧場の山林所有規模の状態をみると、約60%のものが1町から5町の階層であり、1町以下が4分の1の25%もあることになっている。そして、この1町以下のなかで、さらに5反未満のものがその半分の12.5%もあることになっている。5町から10町、10町から100町という中の上位にある階層が極端に少なく、それよりも、いっそう大きい100町以上の大所有が若干あることになっている。

山郡部落は、鳥上地区内では福頼部落に次いで、比較的安定規模の農家が多く、牧場も福頼に次いで広い。また、山郡牧場は、他の部落がそれぞれ支配している共同牧場に比較して、水源、地形、草生等が最良の自然的条件を具備しているところである。広葉薪炭林地を主とする杉造林地との混牧林として模範的な牧場である。（写真を参照のこと）

放牧は共同利用でなされ、部落規制は非常に強い。そして、この部落は35戸内外の小字部落であつて、竹崎とか大呂などのような大字部落ではない。全国の農業1集落当り平均戸数が約40戸内外となつているので、それと大差がない。以上が、山郡牧場の特徴である。

そこで、部落民の薪炭材採取や採草は、すべて、個人所有地への個人主義的利用が行われ、放牧のみが慣習に基く部落共同利用の、古典的入会放牧となつている。

それゆゑに、部落民は、牧場内の土地所有権とは別個に入会放牧権を持っている。この放牧権の法的性格は、放牧入会利益権であつて物権型である。

元来、この鳥上地区内の牧場一覧でもみたように、利用形態の類型化には、メンバーとグループ (Vielheit と Einheit) とが一体となつている古典的入会利用形態のものから、漸次、両者の分離した近代的個人主義的利用形態のものまで、いくつかの利用型がみられることを指摘したのであるが、ここで、部落民各自の持つ放牧権を、権利形態の類型化からみれば、その放牧権の権原の性格（対抗力の強弱）が、この山郡牧場のような典型的な物権型から、全くの個人経営牧場や入会牧場に対して、契約によって生ずる放牧権のような、典型的な債権型のものまで、理論上、この両極の間に、各種の中間形態の権原に由来する放牧権が存在しうる。その意味は、放牧権を許容する権原の対抗力の強弱差異による中間型ということである。鳥上地区における中間型の典型的なものに船通山牧場があると思われるが、ここでは詳論することができない。

このように、放牧権の権原の対抗力の強弱という性格に、物権型から債権型まで、各種のものがあつたが、その放牧権のもつ対抗力程度いかんによる差異が、各種の段階で存在するわけである。



写真7. 山郡牧場七景

飲水の清流と日蔭樹

(林間放牧の混牧林においては、林木の生長もよく、植林後の下刈りも、普通より1—2回少くてすむといわれている。また、林は、放牛の危険防止と夜間のやすみ場所、あるいは夏の日蔭場所として有効である。

また、山林放牧では、良質豊富な飲水に恵まれるなど、多くの有利点がある。そこで、放牧と造林とが両立する技術的・経営方式が考究されつつある。実際には、30—35年生のスギ林地においても、下植林木や地被草類をたべて、牛のいこいの場所となっているという。

写真8. 山郡牧場八景

放牧の前後に部落民が集まって、牛の審査品評会をするお宮の前の広場(牧場内)



写真9. 山郡牧場九景

牧場の入口付近

(牧場の入口付近は、口鉄山の部分であり、ここは、藩政時代、鉄師の支配する鉄山ではあったが、同時に地元農民の入会利用地でもあった。だから、そこは二重の性格をもった山であった。それが、地租改正で鉄師に地券が下がり、所有権は鉄師に確定されたが、後に、その大きい部分を地元農民が一括買い入れ、放牧権の確保を図った。)

写真10. 鳥上地区の中心部

斐伊川の最上流部であり、この川も、砂鉄採取の冬季間は土砂流出のため濁流となる

(この冬期間の砂鉄採取のため、山を掘りくずし、水流を利用して粉鉄と土砂とを選鉱することを「鉄穴流」(かんなながし)というのである。この「かんなながし」は、地元民の農閑期における労賃収入となる。夏季は、稲作かんがい用水のため「かんなながし」は止められる。)

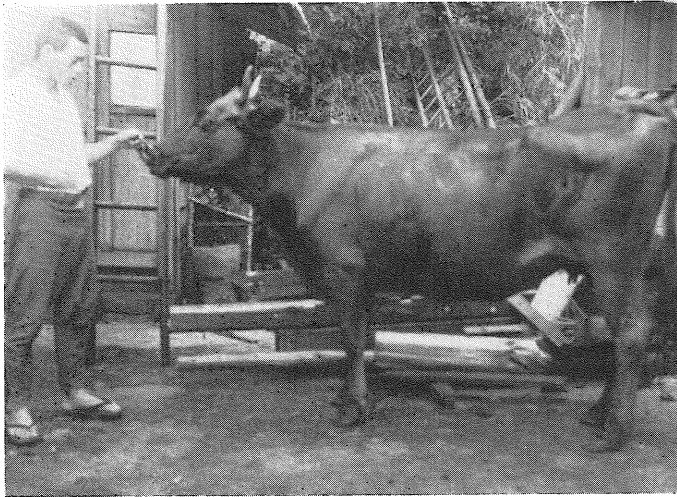


写真11. 放牧した仁多牛(黒毛和牛, 高橋氏所有)

夏山放牧より8月の舎飼に移ったばかりの成牝牛(8月1日現在)

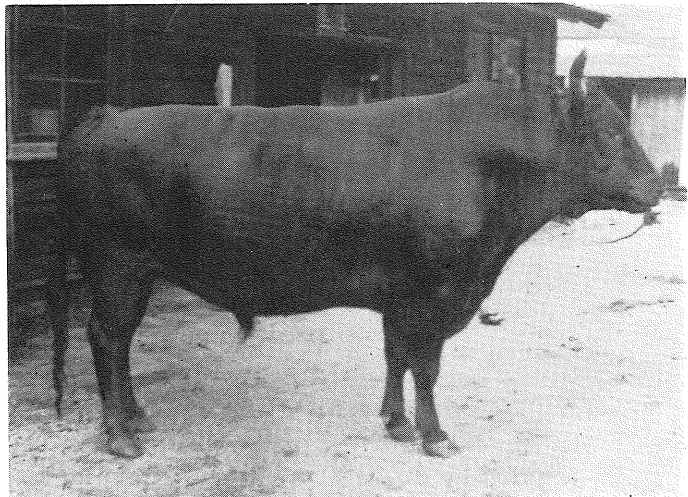
(平坦地よりも、1-2度低い気温のもとで放牧生産された牛は、皮膚が綿毛に富み耐寒性が強くなり、山林放牧で角も美しくなり、堅い肢蹄をもち、抵抗力の強い、将来、飼料の利用性の大きい個体が養成される。役肉用牛の素牛がつくられる。)

写真12. 種牝牛(黒毛和牛)

仁多牛や島根牛として多くの子牛を生産し、子牛は県内外に販出されている

(最近では、横田の家畜市場を通じて、その約7割が県内の各郡へ、3割が東北地方に主として出て行くといわれている。)

鳥上は、卜蔵蔓という蔓牛(つるうし)の生産地である。この地区の大鉄師卜蔵家の、第28代、第29代の両代に、備中竹ノ谷牛を導入改良したのに始まるという。)



放牧権の、この理論的類型化にあって、山郡牧場のそれは理想的な物権型である。それは、物権的にその土地に付着して土地負担となり、所有権を制限するものである。だから、この放牧権は、入会権を権原とする他人所有地上に存在する他物権であり、その所有権を制限するとともに、また逆に所有権から制限を受けるべき運命にある制限物権としての用益物権であるはずである。

この放牧権が物権であることから、後にも述べるように、排他性があり、直接に放牧地を支配しようとする。そこで物権における一物一権主義の立場から、同一放牧地の上に、これと内容を同じくする。したがって、これと相矛盾する他の物権との併存を許さないのである。ここに、結論で述べる問題点の生じる余地がある。

また、この放牧権は、入会権であるところから、通説に従えば、総有権であり、放牧の管理権能は部落共同体に、そして、放牧の収益権能は部落民各自に分属するということになるのである。⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾そしてこの山郡牧場における入会放牧権は、他人所有地の上に存在するものであるところから、準総有型⁽¹⁰⁾であり、民法第294条に規定する「地役の性質を有する入会権」^{(注)2}すなわち「共有の性質を有しない入会権」とするのが通説である。⁽¹⁰⁾また放牧地の所有権が、完全な個人所有地であるところから、入会放牧の土地所有形態による類型化からは、「実質的個人持地入会放牧」⁽¹³⁾ということになるのである。これに対して、名目的個人持地入会については、戒能博士の所論がある。

(2) 放牧山林における私的所有の展開

ここに取り上げる私有山林の入会放牧地において、その私的所有への展開過程を、山郡牧場について例示的に紹介すると以下のようなものである。

(注)1. しかし、後でも述べるように、入会権(による放牧権)と、所有権(および、それに由来する他の物権)とは、物権ではあっても法源の全く異なるものであることに注意しなければならない。

(注)2. この地役権的性質の入会権を、民法が地役権そのものとみなかつたのは、地役権が設定行為で、他人の土地(承役地)を自己の土地(要役地)の便益に供する権利だとする民法第280条の地役権の定義と異なり、他人所有地への入会放牧は、部落民各自の利益のためであつて、部落の土地そのものの便益のためではないからである。すなわち、他人所有の入会地における入会権と地役権とは類似するけれども、本質的には全く異なる性質のものである。また、共有の性質を有する入会権(民法第263条)についても共有とは異なるところの総有型であることに注意すべきである。⁽¹⁰⁾⁽¹²⁾

※ 資料は、川島武宜(外共同執筆)私有牧野における共同放牧、牧野の法社会学的研究、第三報 第二分冊、P.138, 1957, より引用作成。

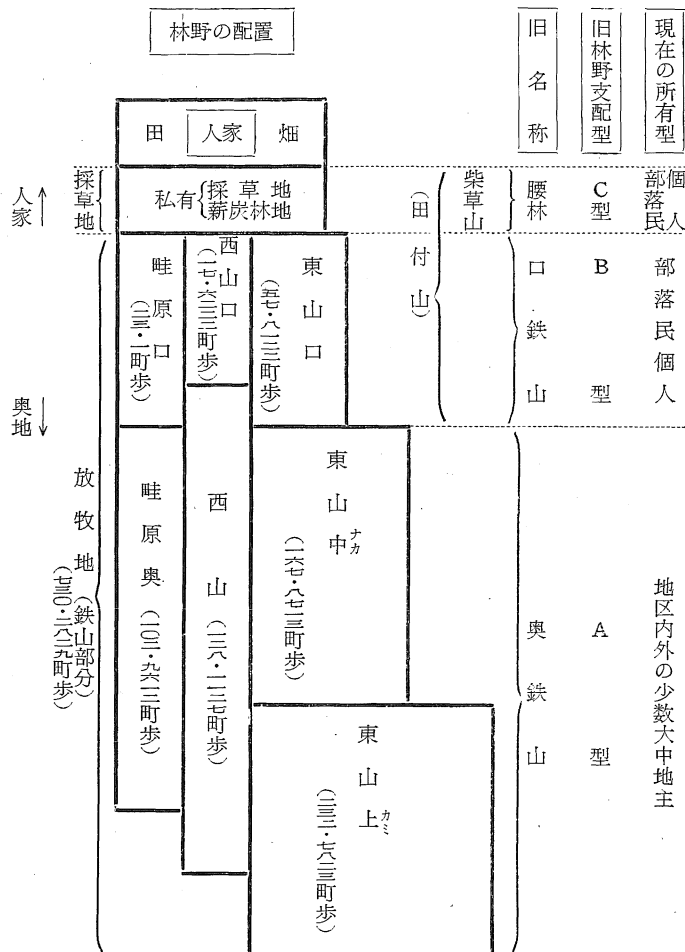
第9表は、山郡牧場の字地名ごとの反別と、その現在における所有者状態を地区内外別にみたのである。それ

第9表 山郡牧場の字名・反別(台帳面)・所有者 (昭和32. 3)

字地名	反別	所有者
畦原奥	102.9612	他村 1
畦原口	23.1	部落内 1
西山口	17.6222	部落内13
西山山	128.1127	部落内 1
東山上ミ	232.7823	他県 1
東山中カ	167.8713	他県 1, 部落内20
東山口	57.8122	他村 1, 部落内22
計	730.2829	

備考。資料は川島武宜(外共同執筆)、私有牧野における共同放牧—島根県仁多郡鳥上村調査報告一、上、p.137, 1957. より引用。

第2図 山郡部落における林野の配置と支配型※



を配置図で表わしたのが第2図である。

すなわち、現在、放牧地として利用している部分(後に述べる鉄山の部分)は、約730町歩で、そのうち人家に近い部分(口鉄山の部分)が約100町歩、部落に遠い(奥鉄山)部分が約630町歩である(いずれも台帳面)。

そして、現在、口鉄山はほとんど山郡部落民の各個人所有となっており、奥鉄山のほうは地区内外の少数大中地主に集積されているのである。

a 藩政時代における林野の支配型

鳥上地区は、古事記、日本記、出雲風土記その他の古典に出てくる数々の伝説からして、古代、すでに砂鉄採取と原始製鉄(野鑪・ノダタラ)^{(注)1}のあったことがわかる。

そこで、古いことはわからないが、少くとも藩政時代には、この一帯の奥地山林を「鉄山」と呼び、人家に近い山野を「腰林」といって、二つを区別して利用していたのである⁽¹⁵⁾。鉄山は鉄師(鉄山師で、砂鉄の採取・製鉄を^{(注)2}経営する土着の豪族)の支配する山であり、腰林は農民の私的支配下におかれた「柴草山」であった。

それは、鉄山が旧藩時代、松平藩の藩財政収入に直結する鉄業保護のために、鉄生産と結びつく木炭製造のため、これら特権者としての鉄師に広大な山林を私的に占有させたことに起因するのである⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾。そして、腰林は、田畑耕作に直結する採草、諸資材薪炭材採取の場所として、古くから、農民の間に私的な個人支配下におかれ、腰林の売買や小作(賃借)も自由に行われていたのである。たとえば、この山郡部落にある腰林売渡証文が、享保4年(西暦1719)に、農民どうしの間で取りかわされているのをみてもわかるのである⁽¹⁸⁾。

鉄山は、第2図に示すように「口鉄山」と「奥鉄山」との二つに分かれていた。そして、口鉄山は鉄師の支配と同時に、農民の入会による放牧、「田付山」による採草、薪炭諸資材の採取などが自由になされていたのである。だから、この口鉄山では、鉄師の支配権と農民の支配権とが二重に重畳して存在していたのである。

奥鉄山は、農民が入会の放牧以外にはあまり利用しなかったため、鉄師の砂鉄採取とそれに伴う木炭製造のための鉄師支配が一方向的に強かった土地であった。農民は、奥鉄山が地理的な遠距離にある深山のため、むしろ恐れられて、あまり近かずかなかったといわれている。

以上のことから、山郡部落の林野(放牧地・採草地)

(注)1. 「ノダタラ」は中世以前にあつた原始製鉄方法で、島根県仁多郡・能義郡の奥郡、鳥取県日野郡では、天文5年(西暦1536)ころまで続いているという。—(畑伝之助：山陰地方の野ダタラ、山陰新報、31.3.15.)

(注)2. 中世以降の製鉄方法は高殿と呼ぶ「ロ」のある工場で造られ、元禄4年(西暦1691)天秤フイコが採用されてからは鉄の生産力が非常に高まったといわれている(原伝：松江藩経済史の研究、p.94, 1934)

については、その土地支配の形態を次の三類型に分けることができる。(第2図参照)

A型=奥鉄山型

人家に最も遠い奥鉄山(約630町歩)は、放牧地(鉄山)全体の約86.3%を占めているのであるが、ここは農民の慣行放牧権(物権的負担)を伴った鉄師支配の山であった。

B型=口鉄山型

放牧地のうち、部落に近い口鉄山(約100町歩)は全体の13.7%を占めるのであるが、ここは鉄師の支配と農民の支配とが重畳的に支配されてきた山である。

C型=腰林型

腰林は、古くから農民個人がそれぞれ支配する「柴草山」であった。

藩政時代におけるこのA、B両型の土地支配関係で、鉄師の土地支配権(私的占有権)と農民の土地利用権(共同占有権と私的占有権)との二つの占有支配が、特にB型において顕著な重畳性を示している要因は何か。

鉄師の土地支配と農民の土地利用との結合関係の根拠をここで考究してみたい。何故に二重支配(占有)が許容され得たか。その要因を下部構造的にみると次のように考えられる。

鉄師と農民の結びつきは、まず第一に、鉄師にとって①馬が当時重要な(砂鉄等の)運搬手段であった。②製鉄用のために多量の工業用木炭が必要であった。

次に、農民にとって、③牛馬が農耕・運搬用に必需的であること、④採草・薪炭諸資材の採取は農業経営と生活のために不可欠の補充財採取であること。以上のことから、鉄師の山利用(砂鉄採取・製鉄業のための占有支配)と農民の山利用(牛馬の放牧・炭材採取などの占有支配)とは、相互に重畳して併存し得たのである。

b 地租改正とその後の林野所有変遷

以上のような藩政時代の土地(林野)支配型が、明治維新(西暦1868)の直後に行われた地租改正(西暦1871—1873—1881)によって、どのように土地所有が確立され、それ以降どのように所有変遷が行われたか、それを具体的に系譜的に表示したのが第10表である。

この表に示されるように、地租改正は、A、B両型ともに鉄師個人(丸山官兵衛・佐々木伝三郎の両氏)に地券が交付され、鉄師の所有権が確立されたのである。だから、鉄山は、事実としての農民支配は別の形で認められ、名義的特権的支配者としての鉄師に所有権が認められたのである。(鉄山内の「田付山」は、その後、漸次、腰林のほうに移行していた。)この場合、必ずしも鉄師側の一方的威圧的な所有名義獲得策がとられたようではない。むしろ逆に、部落によっては(たとえば代山、山

第10表 山郡林野の土地所有変遷 (面積は台帳面による)

字名	地租改正	年 代	現 在	備 考	
口鉄山 (六町四四) (B型)	西山口 東山口 (75町4414)	M.15. 丸山官兵衛 (75%) → 山郡部落 33戸 → 分割登記 → 若干の部落外所有あり	M.37. (共有名義分割利用) (分割所有) (部落民の買戻の例多し) (馬木) (5人共有地と2人共有地とを含む)	現在32人共有地(畑名義) (2町0615)も含まれる。 (現況山林)	
		佐々木 伝三郎 (鉄 師)			
山(放牧地) (七町二二五) 鉄 林 野 (山郡部落) (C型)	奥鉄山 (三町七五)	畦原口 (23町1反)	丸 山 → 畑(中丁) → 宮田(横田) → 荒川(山郡) → 農地改革 → うち約5~6町は解放され小作人名義になった。(田村山の分)		
		東山中カ (167町8713)	丸 山 M.15. 佐々木	高 橋 (1.2割) (山郡) → 1割5分 → 高橋(山郡).....	S.11. S.19. [広原(山郡)] 1口...
		西 山 (128町1127)	佐々木	S.4. → 影山(三沢村) → 須川(山郡).....	21名共有(割合は持分) 167町8反7畝13歩
				浅 沼 (5.5割)(山根側) → 卜蔵 → 長瀬(仁多町) → 安部 → 坂口合名会社..... (横田) (米子)	
		東山上ミ (232町7823)	2.5割.....佐々木 → 島谷伝次郎 7.5割.....丸 山 → 阿用村の者 (大原郡)	M.28. M.28. → 坂口合名会社..... (米子)	单独所有 128町1反1畝27歩
				M.27. → 宮田(横田).....	单独所有 232町7反8畝23歩
		畦原奥 (102町9612)	丸 山	→ 宮田(横田).....	单独所有 102町9反6畝12歩
		腰 林.....(採草地)	部落民個人	→ 部落民各個人	(農地改革で耕作者の所有となる)

斎藤政夫・奥井 智：私有林における入会放牧の研究

県、中丁の三区などは)山に対する課税を恐れて、今までの入会利用ができれば、所有名義はト蔵家(この地区の大きい鉄師)にしてもらうように、農民側から、お願いするといった形のとられたところもある。

C型の腰林は、昔から、農民個人の私的支配下にあつたのであるから、もちろん、農民個人の名義で地券を受けたのである。

したがって、この地区には部落有地、村有地などは始めから存在しなかつたのである。

このように、地租改正時における山郡山林の所有形態は、鉄師と農民とにそれぞれ私的に確立されたのである。このうち、ここで問題とする山林牧場の土地は、すべて鉄師の所有が確立されるのであるが、その後、年代を経るとともに、漸次、他の私的所有へと変遷をみるのである。

第10表にみたように、A型の奥鉄山は、その後、地区内外の、したがって在村、不在村の大中地主層や林業資本家(坂口合名会社)の所有に帰していったのである。

そして、B型の口鉄山は、明治15年に、その大部分(75%)を地元部落農民が一括買い受けたのであるが、後に、明治37年それを個人に分割登記して地元農民大衆の所有に帰属していったのである。C型の腰林は、もちろん地元農民各個人の所有が確立され、途中の変遷はあるが、今日に至っているわけである。

c 所有権変遷の入会放牧の意味

(1) 口鉄山の所有権移転とその入会放牧の意味

口鉄山は第10表にみるように、西山口と東山口の合計約(台帳面)75町歩(山林売渡約定証には約100町歩となっている)の約75%(したがって、証文によれば約75町歩であり、これは鉄師、丸山官兵衛氏の持分)を、明治15年に、山郡部落民33戸全員が一括して買い受けている。しかしその利用は、最初から個人分割利用であり、共有名義ではあつたが実質的には、最初から各戸の排他的個人利用がなされていたのである。(分割方法は、ここでは述べない。)

この、口鉄山の大部分を部落民全員が一括して買い受けた理由は、部落共同体が放牧共同体として、一括して放牧権の確得を図つたことと、同時に、部落民各人が私有採草地、私有薪炭材採取地の確保を図つたことにある。だから、放牧は従来通りの入会放牧慣行を確実に継続し、採草や薪炭材採取については、土地を個人に分割利用させたのである。このことは、この時の買受証文の

中に、買受山林総面積のうち約三分五厘(35%)どころは、買受人で新林に立てる(造林する)も、あるいは草山(採草地)にするのも自由であるが、残りの六分五厘どころは草山こやしやまとして残すこと、という一条項が入っている。

これは、つまり、部落としての慣行放牧(権)の確実な維持を図る役割と、同時に、農民個人の米作と養畜に付着する採草地の確保を図る二つの機能を果させようとしたものである。

このような機能が円滑に作用したのは、放牧権者集団と所有権者集団とが、ともに部落民集団として、両者が一致して共通の経済的基盤を構成していたことを意味するのである。

しかし、ここで注意すべきことは、このような放牧権確保のために、所有権を確得しようとする手段こそ、所有権と放牧権とはそもそも別個のものであり、それ自体両者の間における本来の矛盾の存在することを是認したものである。つまり、両者の矛盾相克を認めるからこそ、両者の一致合体を図ろうとする手段にでているわけである。

その後、この一括買受けの口鉄山は明治37年に個人分割の登記をするのであるが、これは、従来どおりの採草地・薪炭林地の排他的個人利用をそのまま法律的に確認したまでである。

そこで、このような最初からの個人分割利用が事実上なされ、さらに、それを法律的にも確認するという要因は何か。ここに林野私有化の要因を考究してみよう。

すなわち、多くの入会共用林野においては、その地盤所有の形態が実質的に部落有(総有)であり、名目的に個人有林野、区有林野、町村有林野となっている場合が多い。

ところが、この調査地区の入会放牧地は、前述のように、最初から私有地化され、その上の入会共同放牧である。これがこの地区の入会放牧における大きな特徴である。

元来、この地帯一般における牧野(林野)私有化の根本原因は、前にも述べたように、地方豪族の鉄師が、その鉄業を経営するために藩主から、広大な山林原野を私的に占有することを許され得たことに起因するのである。つまり林野私有の原因は鉄山であったことによるのである。このことは、鉄生産地帯である仁多郡、飯石郡において、民有の共有林野比率の少ないことをみてもわかるのである。すなわち、第11表でみるように、仁多・飯石の両郡で、出雲の国の産鉄総額の約80%を生産して

(注)1. 不動産登記法は、明治32年2月24日、法律第24号で出されている。

(注)2. この地帯の鉄師としては、飯石郡の田部家、仁多郡の桜井家、糸原家、ト蔵家など有名である。この調査地区の島上ではト蔵家が支配的であつた。

第 11 表 出雲における明治 5 年の五大産物（生産価額）の郡別分布

産物名	神門郡	楯縫郡	出雲郡	島根郡	意宇郡	大原郡	飯石郡	仁多郡	計		産出価額順位
									%	金額	
米	24	8	8	10	15	11	7	16	100	703,703	1
鉄	11	—	—	—	—	7	30	51	100	194,981	2
木綿織	31	44	16	—	2	7	1	0	100	169,665	3
薪炭類	19	1	0	2	20	5	26	26	100	166,213	4
新実 棉	55	12	—	—	11	0	1	1	100	57,311	5

備考 1. 資料は丹羽邦男，明治前期島根県（出雲）における牛馬生産と牧野利用，古島敏雄・丹羽邦男・笠井恭悦，牧野利用の歴史的展開，牧野歴史，No.2，p.6(1657)，第1表より引用作成。
 2. 秋鹿・能義の2郡は省略されている。
 3. 神戸・楯縫・出雲の3郡は出雲平野，島根・（秋鹿）・（楯縫の一部）は半島部，意宇・大原・（能義）は中間性地帯，飯石郡・仁多郡の両郡は砂鉄生産地帯。
 4. 産物の五位以下は急激に生産価額が下がっているので出雲の大きい産物は米，鉄，木綿織，薪炭類の四大産物となる。

第12表 出雲における明治17年の所有形態別林野面積比率

	全林野中民有率		民有林野中共有比率	
		%		%
島根郡		99		41
楯縫郡		99		52
出雲郡		97		52
神門郡		100		48
意宇郡		98		41
能義郡		97		38
大原郡		97		36
飯石郡		99		11
仁多郡		97		9
出雲平均		98		26

備考 1. 資料は，丹羽邦男：明治前期島根県（出雲）における牛馬生産と牧野利用，古島敏雄・丹羽邦男・笠井恭悦：牧野利用の歴史的展開，牧野歴史，No.2，p.30，1957，第13表より引用。
 2. 各郡とも，民有地が圧倒的に多いが，そのうち，共有林野の比率は出雲平野地帯に高く，山間部，特に飯石・仁多の両郡ではきわめて低い比率となっている。

いるのに対して，第12表では，共有林野比率が，ほかの各郡に比べて，きわめて低い10%内外となっているのである。（明治6年，布告第114号によって，旧来の入会山は公有地に編入されたが，翌7年の布告第120号の地所名称区別改定によって，民有地第二種に編入された。）

このように，林野私有化の原因が，根本的には鉄山という特別な場合であるとしても，部落共同体がそのまま放牧共同体として，鉄山の一括買受けをしたにもかかわらず，それを部落共同所有（総有）とせず，したがっ

て，放牧以外は共用にせず，最初から個人分割利用で排他的に採草，薪炭材採取などをし，後にもそれを，そのまま分割登記した理由は何か。この地区における林野個人分割化の条件は，次のように要約することができよう。

〔I〕 林野個人分割の下部構造的要因

1. 稲作商品生産に結合する採草労働の競争防止

前の農業構造のところで記述したように，この地帯が出雲山間水田作地帯であり，稲作商品生産農家率の大きいことを表示した。（第4表参照）

このことは，現在のみならず過去においてもそうであった。すなわち，明治5年における仁多郡の産米量の多いこと（第12表参照），明治8年における仁多郡内の大呂・竹崎の両村（鳥上地区）の米移出高（商品化率）のきわめて高いことでも証明されているのである。

この村における金肥（多木肥料）の導入は，明治36年に始めて行われたのであるが，それ以前においては，米作には草肥が絶対不可欠の補充財であった。このことは，草肥農業時代の当時にあっては，当然のことであって，説明するまでもない。ここに，前記の明治15年における部落民一同の一括買受証文に，買受山林の65%ぐらいを耕地培養の草山に残すという一条項が入っている根拠がある。

以上の米商品生産と，それに不可欠な生産手段である草の採取との結合関係の必然が，林野の私有化を促進した第一の要因だと考えるのである。つまり，商品生産化の高いものほど，その生産手段の個別的排他的支配（私的所有）を必要とするものだからである。⁽²⁵⁾

このことは，共同採草地では各人の採草労働の競争激化をきたし，家族労働の多寡により階層分化にまで及び，これは部落内対立の原因となる。「各自の欲する

(時間的, 量的) 自由な採草が, 安心してできるように, 個人に分割して利用するようにした」と部落の古老も話している。商品生産制は, 共同地の平等利用を許さないのである。

2. 木炭(商品)生産に伴う材の私的確保

前の第11表でもみたように, 明治の初期における仁多郡地方の三大産物は米, 鉄, 薪炭の三つである。木炭の商品性は, 主として郡内製鉄業に結合する工業用炭の製造である。これは, 第13表にみるように, 米や鉄の比重に比べると, はるかに低い商品化率であるけれども, この原木を私的に確保するという意図が, 買受山林の個人分割を促した第二の理由である。

商品生産制は, たとえそれが僅少な量であっても, その生産手段を個別的排他的に私的支配を要求するものである。だからこそ, 一般に, 原則として, 入会地における共同利用の限界が, 常に, 自家用の自給用範囲に限定され, 販売用(商品生産)の禁止という強い共同体規制が厳存するわけである。

第13表 仁多郡における明治8年の商品生産

	対外移出 価 額	商品化率	仕 向 先
鉄	114,317 円	100%	松江, 大阪, 北陸
米	17,933	15	郡内
紙	1,266	100	大原郡木次町
薪 炭	825	2.4	郡内

備考。資料は, 丹羽邦男: 明治前期島根県(出雲)における牛馬生産と牧野利用, 古島敏雄・丹羽邦男・笠井恭悦: 牧野利用の歴史的展開, 牧野歴史, No. 2, p. 8, 1957, 第2表より引用。

3. 山林買受支払の不平等分担

明治15年に部落民が鉄師より一括買い入れた山林牧野は, 買受証文⁽²⁰⁾によれば, その面積約75町歩, その代金約754円であった。これを部落民33戸が支払負担したのであるが, 入会の共同放牧権を全員に持たせるためには, 各自の財力に応じて不平等ではあるが全員に負担させたのである。もちろん, 戸数割, 平等割の部分もあるが, 田地所有面積割, 畑地面積割, 放牧頭数割など, 財力出資力の比例を加味して, 不平等分担し, この支払分担率に応じて, 買受山林牧野⁽²¹⁾の面積も不平等に個人分割したのである。

だから, 買受けの最初から個人分割利用であり, 後に, 明治37年にそのまま登記をして法律的に確認したの

である。このように, 単に共同放牧の面だけからみれば, 部落共同所有(総有)の形でもよいわけであるが, その上に, 採草や薪炭材採取が企図され, しかも土地は金銭負担で購入したのであり, その上, その負担が平等にできないとすれば, いきよい土地の分割は免れ得ないのである。何となれば, 利用が平等で負担が不平等ということは, 明らかな経済的不合理性を含むからである。これが, 買受山林牧野の分割を決定的に行わしめた第三の要因である。

〔Ⅱ〕 林野個人分割の上部構造的要因

以上のような, 山林牧野の分割における下部構造的要因に対して, さらに分割を促進させた上部構造的要因にはいかなるものがあるか, それをたずねてみよう。

たとえば, 藩政時代からの個人所有化に対して, 上からの, 何等かの施策がとられていた事実はないか。あるいは地租改正などの行われた明治当初に, 県などの分割に対する指導奨励策が政策的に, あるいは政治的にとられていたかどうかについてである。

このような私有化へのポリシーは, ただ今のところ資料がみつからない。個人私有化への特別の指導奨励策が, 藩や県においてとられた形跡はみあたらない。

ただ, 維新政府の行なった地租改正の大事業は, 必然的に土地の官民有区分, したがって民有地における個人所有権の明確化を要請したわけである。ここに, 従来の封建的土地所有の形態から, 近代的個人的土地所有の形態へと大きい転換をみせたわけ, 私的土地所有に対する上部構造の基本的支配的要因は, この地租改正にあったことは説明するまでもない。しかし, これは全国的な事からである。この調査地区で, 特に土地私有化を促進した上部構造的要因には, 次のようなものが考えられる。

1. 歴史的に鉄師が私的占有をした鉄山であったこと
これについては, しばしば述べたので省略する。

2. 「田付山」慣行の影響⁽²⁵⁾⁽²⁷⁾⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾

田付山慣行の起源は, 株小作⁽³⁰⁾⁽³¹⁾とならんで, 鉄山に付帯して発生したとする有力な一説が考えられるのである。すなわち, 仁多郡のような山林原野の多い奥山間地帯であっても, 鉄師が鉄山として広大な林野を私的に占有し, 時に地元民の自由な入会を禁止した場合には, 採草地の不足をきたしたのである。これに対する農民側の要求と, 統治政策の立場から, たとえば, 松江藩では宝暦11年(西暦1761)に, 仁多郡で草山が少なくて困っている村々に対して, 鉄山内に, 一定の田地に対して一定の草山を設けることが許され, 鉄業と農業の調整緩和策をはかったのである。こうして, 田付山が, 主として口鉄山に設置され, 慣行として継続維持されてきたのである。

(注) 「田付山」とは, 耕地(普通には水田)に, その面積の2-3倍程度の農用林野が付属しているもので, この付属林野は, その耕地(水田)が賃借されたり, 売買されたりする場合に, 必ず随伴する慣行のある山である。

この田付山の慣行は、牧野（主として採草地）の所有とは無関係に、耕作農民による個別的私的占有支配の可能な、典型的な例であるところから、この慣習による影響が、鉄山の一括買受けと同時に分割利用をした上部構造的要因の一つであると考えられるのである。^{(注)1}

3. 国家法による近代所有権概念の導入

地租改正によって、今まで鉄師と農民の重畳の占有下にあった口鉄山に、鉄師個人の所有権が確立された。これによって、農民は従来からの慣行放牧権の制限抑圧を恐れ、そのため、この国家法による所有権の買取りを行なって、放牧権の確保を図ろうとしたものである。つまり、国家法による近代的所有権概念の刺激によって、放牧権の確保を図ると同時に、各自の自由な薪炭林地や採草地、さらには開墾畑地の確保を目的としたものである。このことは前にも述べたとおりである。しかし、このことは、前にも触れたように、放牧権確保のために所有権を取得したこと、それ自体、放牧権と所有権との対抗矛盾を認めた結果にほかならないのである。そして、その結果として放牧権と所有権とを一致させ、採草・薪炭林地の私的確保に対する下部構造的要因と結びついて、所有権意識という上部構造的要因が、林野を私的に分割させたものであると考えられる。

(四) 奥鉄山の所有権とその入会放牧の意味

奥鉄山は、第10表にみるように、明治15年以降、ごく一部を部落民が共有し、大部分は少数の大中地主と林業資本家の手に集中して所有されている。

東山中の167町歩のうち、その5分どころが、細かい持分で多数の部落民に共有され、1割5分と2割5分とが部落内地主に持分され、残りの5割5分が米子市の坂口合名会社の持分となっている。東山中全体が21名分の共有山林となっているのである。

このように、きわめて小さい面積とはいえ、多数部落民による奥鉄山内の共有権取得は、前の口鉄山の場合と同様な意味をもつのである。つまり、奥鉄山内における従来の共同入会放牧権の確保と同時に、各自の個別的収益権の取得とを兼ねたものである。

しかし、奥鉄山全体からみれば、これは微々たるものであり、西山の128町歩^{カミ}全部は部落内大地主の単独所有となっており、東山上の232町全部が米子市の坂口合名会社の単独所有である。さらに、畦原奥の102町歩は横田地区の宮田氏の所有となっている。だから、奥鉄山全

体からみれば少数山林地主の面積支配がみられ、ここでは、所有権と放牧権とが、そもそも当初から、分離した権利主体に帰属しているのである。したがって、そこには、所有権と放牧権との両者の対抗関係が顕在化するのである。これは、口鉄山にみられた、放牧権者、所有権者、部落民の3集団が、同一集団として構成されている場合の、所有権と放牧権との両者の対抗関係が潜在化している場合と対比されるべきものである。ところが、奥鉄山において、これと同時に、所有権と放牧権とがともに結合する関係にあることも事実である。もちろん、これは、口鉄山における両者の結合関係（所有権と放牧権とが同一主体群に帰属し、集団内各個に共通の経済的基盤が存在する場合）とは別の意味によるものである。これについては、結論のところでも論及する。

いまここで、所有権が放牧権を含む入会権全体を規制する一例を紹介しよう。明治20年9月に行われた「竹崎村字山郡鉄山東山上ノ境内山入ノ義山林原野御改正ニ付旧慣ヲ廃止当度更ニ仮約定左ノ通り^{(注)2}」という約定証書が、地主丸山官兵衛・佐々木伝三郎両氏と山郡部落民全員との間に取りかわされている。これを要約すると、

- ① 放牧および一定種類の自然生草類（キノコ、フキ、ワラビ、フロリ、ホウゴ、サンショウ）の採取は自由かつ無料。預り牛馬の放牧^{(注)2}はいけぬ。
- ② クリ拾い、カヤ・ヘンダ・桑葉・ヤマノイモの採取は有料。夏草刈の料金は明治9年にさかのぼって納める。
- ③ ケヅラシバ薪を刈り取ることはよいが、放牧用柵（この地区では駄壁と呼ぶ）のための用材採取は、根もとからの切り取りを禁ずる。しかし、部落内の特定の生活難民者には、ケヅラシバ等の薪用材の採取を地主の恩情で許す。
- ④ 明治8年の地租改正以降に開かれた新田のための夏草刈取りは、この鉄山内ではいけぬ。
- ⑤ 山番を置いて、山の管理をすべて行わせる。
- ⑥ 部落民は防火に注意し、もし山火事の場合は、共同して消火する義務があること。怪火の時は、地主が嚴重に取調べ、断固たる処置をとること。
- ⑦ 山入会のできる者としては、山郡と田反部両組（今の山郡部落全部）の住民に限られること。

以上である。要するに、入会権利者は山郡部落民に限られ、土地からの一定の生産物採取には料金を取り、放牧は自由で無料だが、山の管理防火等には部落民の共同責任を負わしているのである。つまりこの約定は、旧来からあった入会放牧権の再確認であり、同時に、放牧共同体をして、地主による被支配共同体として、山の管理に利用することを明かにしたものである。

(注)1. 主として口鉄山に設置された「田付山」は、その後、耕作者の要求で、漸次、便利な人家に近い腰林の方に移転し、第二次大戦後の農地改革直前には、腰林と口鉄山との両方に存在したといわれる。

(注)2. フロリとはミノの材料用草名。ホウゴとは草餅にする草の名。ヘンダとは採油用木の実。ケヅラシバとはツグに類する薪用小かん木。

この放牧権の再確認と、山林管理のために放牧共同体を支配する関係は、明治17年10月に、奥鉄山、東山中の地主4名が山郡・田反部両組の山入人別中に対して結んだ約定「竹崎村字山郡鉄山東山中境内山入之儀、山林原野御改正ニ付旧慣ヲ廢止当度更ニ仮約定左之通⁽³³⁾」も全く同様の意味をもっている。ここでは、それを省略する。

IV 私有林入会放牧の利用形態—放牧慣習秩序

(1) 入会放牧利用秩序の史的展開

放牧共同体としての部落が、入会放牧地としての私有山林を、共同利用する放牧秩序はどのように展開されていったか。それは、古くからの慣習そのもので、共同入会による放牧のみならず、採草・薪炭材や山林生産物（キノコ・ワラビ・フロリ等）の採取が、一定の部落規制による秩序に従ってなされたのである。それが時代とともに多少の変遷をみているのである。

前にも述べたように、少くとも藩政時代には、鉄山内における放牧はもちろん、採草、薪炭材やその他の林産物の採取が自由に、慣習上当然の権利として、自他ともに許されていたのである。（だからこそ、鉄師によって採草や樹木の伐採が禁じられた場合、農民の「墳山」要求となり、田付山の保護奨励がとられたことは前述した。）

それが明治の地租改正のころから、前記のように、放牧は従来どおり無料、採草その他の林産物の採取は有料、樹木の伐採はできない、ということになったのである。

（旧藩時代、鉄師の山利用と農民の山利用と、併存し得た結合要因については前述した。）

ところが、その後漸次、交通機関の整備発達（たとえば、明治35年に横田—阿毘緑の県道開通、車類の利用）により、漸次、馬から和牛に重点が移行したのである。したがって、牧野は放馬から放牛へと利用内容の転換がみられるに至ったのである。また、金肥導入（始めは明治36年の多木肥料）の増加に伴って、採草地は、漸次、立木採取地（山林）へと転換していったのである。

それは、交通機関の整備発達が立木価値を高め、一方において、近代的世界貿易の発達で、洋鉄輸入による鉄山業の衰微をきたし、それに伴って、牧野利用の農民と、鉄山利用の鉄師との、結合関係が次第に分離していったのである。

そこで、鉄師が鉄業の不振とともに、明治15年ごろから次第に自己所有の鉄山を売却し、部落民も、部落に近いところを一括購入し、分割利用を始めるのである。

しかし、明治15年ごろの出発点において、放牧権者集団と所有権者集団とが、ともに部落集団として一致して

いる間は、問題は少ない。ところが、交通道路の開発などによる用材・薪炭材への立木価値の騰貴、金肥導入の増加による草肥農業からの脱却等は、土地を、牧野から森林に転換させたのである。ここに、放牧のための、また採草用のための、草地を残すという前記の約定（口鉄山一括購入の際、6分5厘どころは草山として残すという一条項）による部落内の共同体規制もゆるめられ崩壊するのである。また、分割された口鉄山の放牧山林も、階層分化の進展に伴って、部落内でも土地集積がみられ、さらには、所有権の移転は部落内部に限るという部落内規制もくずれ、部落外所有者が出現するに至ったのである。

ここに、土地所有権者集団と放牧利用権者集団との間に「ずれ」ができ、非所有放牧権者と所有非放牧権者との二つの対抗関係が顕在化してきたのである。そこで、この対抗関係の防止策として、なるべく部落内に買いもどしをした結果、現在は、ほとんど部落民の所有に帰属しているのである。

ところが、それは口鉄山の部分であり、奥鉄山の部分では、大面積が少数の大地主によって所有され、地主の放牧採草への規制が強化されてきたのである。そこで、前述のような、地主と部落民との間に、放牧権の確認と同時に山林管理の共同体的義務づけが約定されるに至ったのである。

そこで、これと並行して、このような放牧利用秩序に合致する部落内共同体規制が生れてきているのである。

たとえば、明治29年8月1日付で、山郡中の全員が、奥鉄山における草刈りと牛馬放牧に関する申合せを約定しているのである。その内容は次のとおりである。

約 定 書⁽³⁴⁾ 山 郡 中

鳥上村大字竹崎字山郡奥山林ニ於テ草刈牛馬牧飼ヒ等村方一同共議ヲ遂ケ左ノ条項ヲ締結ス

第一条 牛馬共山へ追出シ及追込期日ヲ一定セルモ村方ノ都合ニヨリ相談ノ上期日ヲ変ズル事アルベシ

第二条 吾等牛馬ヲ山へ放飼セントスル時ハ夏飼冬飼セシ牛馬ヲ限り放シ可申事

第三条 自分ノ所有之牛馬タリトモ他村へ預ケ冬飼夏飼セザル分ハ左ノ税金ヲ村方へ納メザレバ放シ間敷事
牛馬 貳才子 貳拾五錢トス

三才（即チ子ヲ連レザル分モ）參拾五錢トス

三才以上ノ子ヲ連レタル分ハ四拾五錢トス

第四条 夏飼冬飼ヒセジシテ他村ニ預ケ歩掛リノ牛馬ハ一切此ノ山へ放間敷事

第五条 夏飼冬飼セシ牛馬ヲ売り其代リヲ追込ミ山へ放シ等ノ事ハ惣代へ通知シテ後山出可申事

但夏冬飼セシ分ニテモト死セシ分ハ其限ニアラズ

- 第六条 山郡奥山ニ於テ山草等ハ一切苜取り申間敷事
 第七条 奥山ニ於テ山草小草等盜ミ苜ルタルモノ有之時
 ハ其事惣代ニ通知ス惣代ハ村人ニ向ヒ草苜一度ニ対シ
 玄米五升宛ヲ罰金トシテ徴収ス可キ事
 第八条 夏草苜ノ時季ニ於テ牛馬共六呂谷尻ノ川ヲ切り
 之ヲ境トシテ是ヨリ上ミヘ向ケ追放等致間敷事
 第九条 前第八条之通りヲ違背シテ六呂谷尻ヨリ上ニ於
 テ放飼シタル時ヲ^{アサ}ゾ行ヒニ拘ワラズ第七条之通り玄
 米五升ヲ罰金トシテ徴収ス可キ事

明治廿九年八月一日

大岩末次郎

外 三拾名

要するに、①放牧期間の限定、②放牧頭数は冬飼夏飼したものに限定される、③預け牛馬の放牧はいけない、④奥山の草刈りは禁ずる、⑤夏草刈りの期間中は所定の場所には放牧できないこと、⑥これらの申合せに違反した時は玄米5升の罰金を課すこと、等である。

このように、奥山での採草は、放牧権者自らが、申合せでやめることにしたのであるが、それは、口鉄山での分割利用が明治15年に始まって以来、それにかこつけて、奥山で採草する者が増加し、そのため奥山が荒されるのを防いだのである。

このように、入会放牧利用秩序の史的展開は、旧藩時代、鉄師の山利用と農民の山利用とが結合していた時代から、その分離と鉄師の所有権が移転して、新所有者には、口鉄山のように入会放牧権者と所有権者とが同一主体に帰属していくところもあるが、奥鉄山のように、放牧権者と所有権者とが異り、そこには所有権者側からの入会利用規制が行われ、それに合致させた部落内利用秩序が形成されていくところもあったのである。

ところが最近では、この所有権者やそれに基く地上権者による造林化の進展に伴って、入会放牧権との対抗関係が顕在化してきたのである。この点は、奥鉄山についても、また口鉄山についても同様な関係がなりたったが、それについては結論の、問題点のところ述べることにする。

(2) 入会放牧慣習の維持される要因

牧野利用において、採草利用が、より早く近代的個人的利用形態に移したのに対して、放牧利用は、依然として古典的共同体的利用形態が維持されている。

この調査地区において、昭和29年ごろ、県の指導もあって「管理牧野」に指定しようとしたことがある。しかし、牧野法による管理牧場になると、従来の放牧共同体におけるノンメンバーまでもが共同放牧の中に、公権力によって強制的に入ってくる場合がある。このことは、旧来からの慣行放牧権の変質ないし消滅を意味する。そ

こで、部落の強い反対にあって、ついに今日まで実現されていないのである。

このような強い共同体規制が、放牧において、特に要請される理由は何か。その要因は下部構造的条件によるのである。すなわちそれは、一般的には、牧野における、また農業における生産力の低いことに起因するのである。

1. そこではノンメンバーの強い排除を要求する。
2. 資本投下による積極的な牧野改良ができない。放牧地は単なる自然利用による牧野管理のみである。
3. 放牧利用が、牛馬の個体の資質向上——将来における飼料の利用性の増大もあるが、むしろ、農家の労働節約——農繁託児所的存在である。
4. 採草は、各自の労働力に応ずる個別採草が可能であり、入会採草は競争激化をきたす。放牧は、個人放牧よりも入会放牧が多く利点をもっている。
5. つまり、牧柵（駄壁）の設置、維持・修理には、多大の労力と費用とを要するが、共同であれば、負担が少なくてすむ。
6. 共同放牧は、牛馬の監視がメンバーの交替ないし、専任制にして割安にできる。

等々の、以上の条件から、入会放牧の慣行が存続されるのであるが、特に一定数のメンバーに限定すること、したがって放牧頭数の限定と、放牧地や放牧そのものの維持管理義務の負担軽減化とは重要な条件である。ここに、部落の強い共同体的結合によって、放牧利用の続行される根拠がある。

(3) 放牧共同体の規制条件とその意味——放牧慣習の内容

a 放牧資格

山郡牧場に放牧することのできる者の資格条件は、山郡・田反部両組の部落民に限るのである。このことは、前記した奥鉄山における地主と山郡中との間にかわした「山入り」に関する約定書のとおりである。これは、現在でも、そのまま維持されている。

部落の住民である限り、この牧場内に土地所有をしているかどうかは無関係に放牧できる。つまり、部落住民として認められている限り、牧場内に土地を所有してなくても放牧資格をもっているのである。

このことは、土地所有権と入会放牧権とが別個のものであり、所有権と放牧権との分離が逆に放牧権の防衛に役立つ作用をしているのである。この意味は、入会放牧権が、所有権とは別個の法源source of lawと権原titleとに由来するものであって、明かに、所有権に対抗し得る法的力関係を有するものであることを認めるものである。

だから、牧場内に土地所有権をもっている者でも、非部落民は、当然には放牧権をもたないのである。

新たに來住した者には、2-3年様子をみた上で、請願があれば放牧権を与えるが、分家には、そのまま放牧の認められるのが普通である。しかし、このような実例は、あまりなかったようである。

以上のように、放牧権には排他性があるが、これは、放牧共同体の封鎖性に基くものである。そして、分家を入れないという部落の対内的封鎖性・排他性があるとしても、それは、歴史的・時間的には後から発生するもので、外来者を入れないという部落の対外的封鎖性・排他性は、時期的には古い契機をなすものである。

また、この放牧権の権利主体たり得る個別的な資格条件を、一般的に類型化してみると、次のようになる。

① 部落のメンバーだけに限定される場合(メンバー型)

これは、この山郡牧場の場合のように、土地所有権とは無関係に、部落の住民と認められた構成員だけが放牧資格をもつ場合である。この場合が、最も古典的な入会利用形態の場合で、共同体と構成員との完全な一体化がみられるものである。ここでは、放牧権の権原が唯一に、入会権に存するのである。

② 部落のメンバーであり、かつ土地所有権をもたねばならぬ場合(メンバー+所有権型)

これは、ただメンバーであるというだけでは放牧資格がないのであって、基本的にはメンバーであることを第一条件とするも、それに加えるに、牧場内の土地所有権を必要とするものである。これは、慣習的、古典的な入会利用が一步解体の方向に進んだもので、近代国家法体系における所有権の影響が加味されたものである。

③ 部落の準メンバーであり、かつ土地所有権を必要とする場合(準メンバー+所有権型)

ここに、準メンバーというのは、正式の部落構成員ではないが、何等かの特定の関係にあるメンバーである。たとえば、もと、この部落に住んでいた者とか、正式メンバーに認められない間の分家で独立した者とか、新しく來住した者とか、特定の親方・小方関係(牛地主・牛小作を含む)の関係にある者とか、他部落民でも、その部落の地区内で、現に、耕作をしている者(入作者)など、何等かの関係にある準メンバーであって、その者が牧場内に土地所有権をもつということで、放牧資格が得られる場合である。これは、さらにいっそう、入会的共

同体規制の解体したものと考えられることができる。

④ 土地所有権者であり、かつメンバーである場合(所有権+メンバー型)

これは、②の場合と逆の場合であるが、②の場合が、どこまでも第一条件としてメンバーであること、すなわちメンバーであることが主体的であり、それに所有権が付従的に必要とされる場合であった。ところが、この④の場合には、どこまでも牧場内に土地所有権をもっているということが第一条件であって、それに付従的にメンバーとしての何等かの資格が必要であるとされる場合である。だから、原則的には土地所有権者であるということにあるわけで、これは、次の⑤の場合に至る一步手前の、入会利用解体の進んだ場合である。だからこれは、理論的に、土地所有権の要素が、いっそう加わった場合と考えられるものである。

⑤ 土地所有権者のみに限定される場合(所有権型)

この場合は、完全に古典的な入会利用の解体した、個人主義的利用形態に移行したものである。ここでは、放牧権の権原が、全く所有権(および、これに基づく他の権利)にのみある場合である。つまり、所有権者でなければ放牧できないし、所有権者だけに限定される場合である。部落民は、これを所有権牧場とよんでいる。

b 放牧時季

放牧する季節は、一般に、春山として5月上旬から7月上旬まで、秋山として9月上旬から11月下旬までである。放牧の開始期日(山の「口明け」に当る)の確定は毎年正月の「廿日寄り」^(注)で決定される。普通には八十八夜前後に開始され、春山は半夏生(はんげしょう、7月2-3日)ごろまで放牧される。半夏生以後は夏草刈の時期であり、牛馬は8月下旬まで舎飼される。夏の舎飼は、牛馬を酷暑から避け、アブやハエから守ることにもなるが、それよりも厩肥(きゅうひ)をとること、牧場の草生を回復させること等が主目的である。

c 放牧頭数

放牧のできる牛馬は、この山郡部落内で、冬飼をしたものが春山に、夏飼をしたものが秋山に許される。その牛馬の所有権の有無は無関係である。したがって、牛小作とは、直接には関係がない。この部落にも、現在、5戸の牛地主、1戸の牛小作人があるといわれているが、部落民の所有牛であっても、他地区に預けて小作させている牛は、当然には放牧することができない。逆に、他地区民の所有牛であっても、部落民が小作飼養しておれば放牧が許される。こうして放牧頭数を限定しているが、年によって、草生状態の良好な場合には、若干の他部落民の牛馬放牧を許容することがある。もちろんこれには高い放牧料金を取り、その放牧契約は、管理権能を

(注)「廿日寄り」とは、例年のとおり、正月20日に部落民各戸主が寄り合うことで、部落惣代、駄惣代などの部落役員を決め、また主要年中行事の日取りを決め、会計報告、予算決算の確認があり、また、規則違反者などの「人請け」または「人請合い」もする。

もつ放牧共同体（＝部落共同体）とその他部落民との間の、その都度一回限りの債権契約である。だから、他部落民の側からいえば、債権的放牧権の行使であり、本来の、部落民各自がもっている物権的放牧権（入会放牧権）とは全く異なる性質のものである。

山郡牧場では、たいてい、春山も秋山も放牧頭数が約40頭前後であるから、実際に牛馬の放牧行動 grazing behaviour をする範囲が約420町歩であり、技術家のいう1頭1—2町歩という基準には十分かなくなっているわけである。

d 放牧料金

年により若干の差異があるが、山郡部落本来のメンバーは20—30円程度であり、他部落民にその都度契約で放牧させるものは、現在、1,000円程度となっている。

前者の部落本来のメンバーから取り立てるのは、放牧共同体が行う牧場の管理に必要として徴収されるものであり、放牧資格獲得の基本的条件となるものではない。後者の他部落民から徴収する高い料金は、共同体それ自身の収益となる部分であり、契約により、その都度、債権的に放牧権を取得させる条件とするものである。

しかし、前にも述べたように、この牧場は、山郡部落の放牧共同体それ自体として、すなわち、group as such として利用されているのではない。その主な利用形式は、member as such として個人的に利用されているのである。

ごく一部の他部落民に、その都度契約で、すなわち、一回限りの non-member + contract 利用が、年により副次的に許されているだけである。

e 地 代

放牧地の地主に対する地代は、前述の明治17年や20年にとりかわされた奥鉄山・山入りの約定書のとおり、無料である。しかし、奥鉄山の東山^{カミ}上が、明治28年に坂口氏の所有になってからは、一時、名目的に1頭について春山3銭、秋山2銭という料金支払がなされたが、いつの間にか、現在では、全く無くなったといわれている。

このように、地代が地主に払われなないということは、放牧権が所有権に基くものでなく、近代的私的所有権の確立される以前からの、全く慣習に基く事実的な支配と、それがその社会で是認され、法的な支配にまで高められた Gewere に由来する権利だからである。つまり、入会放牧権の法源が慣習自体にあり、その権原が、慣習に基く進退 Gewere にあるということに起因しているのである。入会放牧権は、近代国家法に基く法範疇ではな

く、全く慣習法に属する「生ける法」⁽³⁵⁾としての範疇である。

f 放牧管理

放牧共同体が、部落共同体と一致し、放牧秩序はその管理下におかれている。放牧の管理機構としては、部落長（部落惣代と呼ぶ^{そうだい}）の下にある畜産部長（駄惣代と呼ぶ^{だそうだい}）が、昔は2名、現在は1名、たいてい輪番制で、正月の「廿日寄りの人請合い」^(注)の日に決められる。この駄惣代が牛馬放牧の管理については、すべての責任をもって世話をする。駄惣代の下に2名宛、部落民が交替で、駄番に当り、放牧牛馬の監視を1日中することになっている。駄番は、駄番帳という日誌をつけて、放牧牛馬の動静を日々見守り、かつ申送りをするのである。これによって、放牧牛馬の日々の位置を知り、危険防止、発情の処理など、放牧管理が遂行される。

駄惣代、駄番という役職の名が示すとおり、昔は、牛よりも馬が多かった^たので、駄の字を使っているのであるが、前にも記述したとおり、現在は和牛が主体である。

g 牧場管理

放牧そのものの管理とならんで、牧場（放牧地）の管理もまた部落共同体の管理下におかれる。

牧場のかきね（木竹柵と土壁、この地区では駄壁^{だかべ}または単に壁^{かべ}という）の維持・補修、牧道の修理、水飲場の手入れ、雑カンボク、イバラ等の除去、等々、多くの牧場管理がなされる。それには、賦役と現物の持寄りがなされ、これらの牧場管理が共同で行われるのである。この牧場管理は、たいてい、春秋2回、放牧の直前に1日ばかりでなされ、出役労賃は1日250円として計算され、出役できなかった者からは金銭を徴収し、出役者に配当される場合がある。

「火入れ」は、この地区では山林防火のためおこなっていない。しかし文献⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾によれば、この地区ではなく、旧八川村で、享和3年（西暦1803）には、鉄山に、農民が草山確保のため非常手段で「火入れ」をした記録がある。

V 問題点——所有権と放牧権との関係

(1) 所有権と放牧権との対抗関係

元来、所有権は、近代国家法に基く完全な一般的絶対的支配権である。これに対して、ここで問題とする放牧権は、生ける法としての、慣習法に基く入会権としての用益物権である。

両者は、その法源 sources of law, Rechtsquellen や権原 title, Rechtstitel が、一応別個のものからなっている。両者の法源は前記したとおりであるが、その権原は、所有権がただ所有権であるがゆえに権原をもつもの

(注) 「人請合い」とは、部落諸規制に違反した部落民が、寄合いで、おわびを申し入れ、(多くは世話役の人を件介して、酒などを買ひ) 許してもらうこと。

だとする、所有権の観念性と絶対性について、近代所有権理論は教えているのである。⁽³⁸⁾ところが、この放牧権の権原は入会(放牧)権であり、その入会放牧権の権原は、慣行による放牧という事実的な支配(進退) *seisin*, *Gewere*そのものにある。⁽³⁹⁾

だからこそ、この鳥上地区のように、土地の私的所有権制度の展開にもかわらず、入会放牧慣行がそのまま存続してきたのである。

土地所有者は、放牧権の否定ができなかったばかりか、地代徴収権すらもなかったのである。

特に、口鉄山のように、所有者が同時に部落民となり、そのまま放牧権者集団である場合には、所有権に基く造林権が制限されるなど、土地の一括購入約定書(購入地の65%は草山に残すこと)にもあったように、所有権が放牧権に従属するかの観さえみられたのである。しかし、この場合は、所有者と放牧権者とのそれぞれの集団が、同時に同一部落民集団であるところから同一の経済的条件の基盤に立つので、問題は比較的になく、潜在化しているのである。

ところが、この所有権も、常に、単なる形式的な空虚な名目的のみとどまったのではない。この口鉄山における所有権の取得は、放牧権の確保のほか、直接に、各自が自分の土地から、自由に、採草、薪炭材その他の産出物の採取をしようとする使用収益の可能性を求めたからであった。

そこで、始めの個人分割利用から、後の私的所有権の確認という過程がみられるに至るのである。

けれども、このような私有地に、他人の牛馬が勝手に放牧され、地代さえも取ることができないような所有権は、その客体に商品性がなく、共通の利害者集団である部落民内部においてのみ、売買され得べき性質の土地所有である。この限界内においては、いまだ問題は顕在化していない。

けれども、本来、国家法上、観念的には、所有権の絶対性が認められ、自由な使用、処分がされようとする結果、将来、非放牧権者(ノンメンバー)の手に所有権が移転し、また、立木用材価値の高騰とともに、国家法が保障する所有権の絶対性を貫徹しようとする場合、問題は顕在化するのである。

現に、奥鉄山では、東山上を、地主坂口合名会社が昭和5年から7年にかけて、全山230町歩を植林し、東山^{ナカ}中大正時代に鳥上村の村营造林が行われ、最近、昭和30年には、鳥上森林組合の造林約10町歩が、また32年度から、同組合が20町歩の造林計画を、それぞれ東山中^{ナカ}に着手しているのである。その上、日パル資本によるパルプ造林が、東山中^{ナカ}の残り137町全部に対して計画され実

施にかかっている。

このように、奥鉄山では着々造林化が進行しているのに対して、口鉄山では、まだ、このような大規模造林化はみられない。しかし、それが、土地所有者集団と放牧権者集団とがともに部落民集団として同一主体であり、共通の経済的利害関係の上に立つ間はともかくとして、所有権が、その国家法の保障する所有権の絶対性を主張して、その所有権を非放牧権者に移転したり、あるいは部落民の所有者といえども、植林したり、さらには、所有権を取得した非放牧権者が、造林を始めるということは、一応自由勝手である。放牧権者が、それを拒否する権限はないのである。その限りにおいて、放牧権は所有権の行使によって制限を受ける他物権としての(制限)用益物権の性格をもつのである。だからこの慣行放牧権は、地役の性質を有する入会放牧権ということになるのである。

しかし、逆に、放牧権者の放牧権を、所有者が、慣行によって認容しなければならないという意味は、この土地所有権が、入会放牧権という物権的負担を伴うことによる制限された土地所有権でもあるからである。

以上のことから、この入会放牧権は、制限物権としての用益物権であるわけである。

現在、奥鉄山において、土地所有者が、森林組合や日パル資本との間に、部分設定をしている結果、新たに地上権を権原とする造林権者が登場してきている。この造林権は、登記をして第三者にも対抗できる地上権に基づくものである。そして、一方、放牧権も登記なくして第三者に⁽⁴⁰⁾対抗できる入会権に基づくものである。

そこには、同一土地の上における二つの用益物権が対立して存在しているのである。このことは、両者が法源や権原を異にするとはいえ、物権における一物一権主義の原則が貫徹され得ないことになる。

いずれにせよ、同一客体の上に、所有者、造林権者(地上権者)、放牧権者(入会権者)の三者が、互に、対抗し合うという関係を生じて、問題は一層複雑化してくるのである。特に、造林権と放牧権については、二つの相対抗する用益物権が重合する結果、両者の間の法的関係をどのように、立法論的に、また政策論的に調整するかという重要な根本問題が生起してきているのである。しかし、もちろん、これには、下部構造としての技術的条件と経済的条件とが、造林と放牧との両者を併存させるか、あるいは、二者択一的にするかの決定的要因となるであろう。

(2) 所有権と放牧権との結合関係

以上のように、一方において、複雑な矛盾対抗関係にある所有権と放牧権との間にも、他方において、同時に

両者の間に結合関係が存在するのである。それは、所有者、ことに申以上の大山林地主が、山林の経営管理を維持する手段として、地元農民集団を積極的に消極的にも利用しなければならないからである。

すなわち、地主は、山火事が最大の恐怖であるが、平素の防火、火の用心はもちろん、農民が積極的に抵抗して、若し失火や放火でもすることがあれば、大きい損害を受けることになるのである。そのほか、盗伐や誤伐も防止したいのである。

それだけでなく、地主や造林権者の造林事業には、植林労働とその後の管理労働とに多くの労働力を動員する必要がある。この植林労働や管理労働に対して、地元民の動員が行われるならば、経済的にはるかに有利である。その上、労働の質も他地区や他府県の者より、よりよいはずである。それは、いつも行き慣れている山に対する労働だからである。この良質で経済的な造林労働を地元農民に求めるためには、地元農民集団の懐柔によるその積極的な協力が必要となるのである。

以上のような理由からして、地主は、地元農民に入会放牧権を認め、その入会放牧共同体の放牧利用秩序を通じて、一括して、農民集団を自己の山林経営管理に利用することができるのである。つまり、部落惣代以下の部落共同体機構を通じて、農民集団を一括支配しようとするのである。

だからこそ、造林権者（地主や日パル等）も、山番や村の森林組合を通して地元の部落農民を造林労働に動員させている現状である。

他に有利な労働雇用の機会に恵まれないこの地帯の農民側も、労賃収入のあることのために、いっそうの協力をするという結果になっているのである。

以上のように、地主や造林権者は、地元農民集団、すなわち放牧権者集団との対立を極力さけて、一定の結合関係を保持しながら、自己の利益を守ろうとするのである。

だから、盗伐などが起ると、部落民全体の連帯責任という形をとらせ、部落民相互に警戒し合うという体制をとらしているのである。

ここでは、部落惣代や駄惣代という共同体役員は、二重の性格をもつようになる。それは、一方において部落共同体から選ばれた地元放牧権利者集団の代表となるとともに、他方では、地主から委託された山林利用管理の諸規制を忠実に実行する代理人として、地主に責任を負う形となるのである。

このように、共同体規制を利用して、地主側が農民集団を一括支配するメカニズムと、それに便乗して放牧権の確保をはかり、そのメカニズムを通して利益を得よう

とする農民側との、両者の利益追求が、同一の「からくり」によって、結合関係にあるということは注目すべき事ながらである。

VI 参考文献

- (1) 齋藤政夫・奥井智：中国地方の和牛「入会放牧」に関する若干の考察 島根農科大学研究報告 Vol.5 : pp. 91—100, 1957
- (2) 川島武宣（外共同執筆）：私有牧野における共同放牧 一島根県仁多郡鳥上村調査報告—上：pp. 135—180, 1957
- (3) 川島武宣（外共同執筆）：私有牧野における共同放牧——島根県仁多郡鳥上村調査報告——上（1957）下（近刊予定）
- (4) O. Gierke : Das deutsche Genossenschaftsrecht, II. 1873
- (5) 渡辺洋三：農業水利権の研究：p.313, 1954
- (6) 牧野研究会（代表者、川島武宣）：入会権の法的構造とその変化の要因（パンフレット）：p.1, 1957
- (7) 牧野研究会：牧野調査調査票 第一分冊 予備調査：pp.11—12, 1956
- (8) 川島武宣（外共同執筆）：前掲書：pp. 52—62, 1957
- (9) 古島敏雄：近世日本農業の構造：pp. 125—135, 1957
- (10) 齋藤政夫：入会放牧採草の法的性格 農業と経済 Vol.23 No. 2 : pp.44—49, 1957
- (11) 石田文次郎：土地総有権史論：pp. 202, 319, 1927
- (12) 我妻栄：物権法（民法講義Ⅱ）：p.297, 1952
- (13) 齋藤政夫：入会放牧採草の意義とその類型 農業と経済 Vol.22 No. 9 : p.26, 1956
- (14) 戒能通孝：入会の研究：pp.250—267, 1943
- (15) 上野富太郎編：島根県仁多郡誌：p.386, 1917
- (16) 原 伝：松江藩経済史の研究：p.93, 1934
- (17) 丹羽邦男：明治前期島根県（出雲）における牛馬生産と牧野利用 古島敏雄・丹羽邦男・笠井恭悦：牧野利用の歴史的展開 牧野歴史 No. 2 : p.32, 1957
- (18) 川島武宣（外共同執筆）：前掲書：p.178, 1957
- (19) 上野富太郎編：島根県仁多郡誌：p.386, 1917
- (20) 川島武宣（外共同執筆）：前掲書：pp.142—146, 1957
- (21) 川島武宣（外共同執筆）：前掲書：p.146, 1957
- (22) 齋藤政夫：入会放牧採草の意義とその類型 農業と経済 Vol.22 No. 9 : pp.26—27, 1956
- (23) 丹羽邦男：前掲書：p.11, 1957

- (24) 川島武宣(外共同執筆)：前掲書：p.37, 1957
- (25) 川島武宣：所有権法の理論：p.79, 1949
- (26) 川島武宣(外共同執筆)：前掲書：p.53, 1957
- (27) 島根県内務部：大正九年島根県小作慣行調査書：1926
- (28) 島根県経済部：島根県下の株小作，付，山陰地方における小作慣行用語：1943
- (29) 島根県農地部農政課：株小作の実態と開放過程：pp.16—17, 1951
- (30) 原 伝：松江藩経済史の研究：p.97, 1934
- (31) 農林省編：日本林制史資料 松江藩：p.117, 1932
- (32) 高橋嘉吉氏所蔵：古文書，1.
- (33) 高橋嘉吉氏所蔵：古文書，2.
- (34) 高橋嘉吉氏所蔵：古文書，3.
- (35) 牧野研究会(代表者，川島武宣)：入会権の法的構造とその変化の要因(パンフレット)：pp. 6—7, 1957
- (36) 原 伝：松江藩経済史の研究：p.97, 1934
- (37) 農林省編：日本林制史資料 松江藩：p.276, 1932
- (38) 川島武宣：所有権法の理論：p.102, 1949
- (39) Masao Saitô : On the Common Pasturing of Japanese Breeds of Cattle — The Custom and Legal Character — The Japan Annual of Law and Politics No. 6 : pp.157—160, 1958
- (40) 斎藤政夫：入会放牧採草と町村制および入会放牧採草の法的効力 農業と経済 Vo1. 23 No. 8 : p.56, 1957